

平成28年度
教育に関する事務の点検・評価
報告書（概要版）

平成29年9月

寝屋川市教育委員会

点検・評価方法

1 趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものです。

2 点検・評価の対象

点検評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』の推進体制に基づいて実施した、平成 28 年度の主な事業としており、実施計画の進行管理を意識した取組とします。

3 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価に当たっては、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととします。
- (2) 点検・評価に当たっては、教育委員会に「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、点検・評価を行いました。また、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方にも会議に入ってください、御意見や御助言をいただきました。

【学識経験者】

大阪国際大学	田中 優	教授
兵庫県立大学	竹内 和雄	准教授

4 点検評価結果の構成（概要版）

教育大綱重点取組に対する評価結果を主に掲載しており、教育大綱重点取組名及び推進する体制（構成取組）、教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～30 年度）、アドバイザーからの意見、総合評価を記載しています。

※ 詳細については、平成 28 年度教育に関する事務の点検・評価報告書を御覧ください。

寝屋川市教育大綱推進体制一覧表

教育大綱 4つの基本方針	教育大綱重点取組	総合評価	総合計画における構成取組（平成28年度）	評価
生きる力、学ぶ力を育む	小中一貫教育の推進 （特色ある中学校区づくり）	B	小中一貫教育推進事業	B
			小中一貫校の設置事務	A
			寝屋川教育フォーラム開催事業	B
			教育関係職員研修事業	B
			ドリームプラン推進事業	A
	自ら学ぶ力の育成	A	英検受検料補助事業	B
			外国人英語講師派遣事業	A
			イングリッシュプレゼンテーションコンテスト	A
			英語村（英語力向上プラン）事業	A
			学園 I C T 化構想事業	B
			中学校休業日等学習支援事業	A
			少人数教育推進事業	A
			少人数学級推進事業	A
			学力向上支援人材事業	A
			学習到達度調査事業	B
			教育相談事業	A
			教育活動支援人材活用事業	A
			児童生徒支援人材派遣事業	A
	特色ある就学前教育の推進	B	スクールソーシャルワーカー配置事業	B
			スクールカウンセラー配置事業	A
			特色ある幼稚園づくり事業	B
安心して学べる環境で育む	教育環境の支援・充実	A	子育てステップ活用事業	B
			地域人材活用事業	A
			小学校給食運営事業	A
			小学校調理業務委託事業	A
			中学校給食運営事業	A
			義務教育就学援助事業	B
	教育環境の整備	A	私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業	A
			通学路安全対策事業	A
地域の絆で育む	地域教育力の活性化	A	ブル改修事業	A
			屋内運動場改修事業	A
			小中学校施設改修事業	A
			地域教育協議会活動推進事業	A
			学校安全体制整備推進事業	B
			ねやがわ子どもフォーラム事業	A
			家庭教育サポートチーム派遣事業	A
	青少年の健全育成	A	家庭教育学級事業	B
			子どもへの暴力防止プログラム	A
			学校支援地域本部事業	B
			放課後子供教室推進事業	A
			留守家庭児童会児童健全育成事業	A
生涯の学びを育む	文化芸術の振興	B	青少年リーダー育成事業	B
			青少年の居場所づくり事業	A
	スポーツ活動の振興	A	成人式事業	A
			青少年健全育成事業	B
			アルカスホール管理	B
	学習活動の充実	B	文化施策振興事業	B
			生涯スポーツ事業	A
			競技スポーツ事業	A
			市民体育館管理運営事業	A
			日本語よみかき促進事業	B
			成人教育講座事業	A
			まちのせんせい活用事業	B
			生涯学習推進調整事務	A
			学び館管理事業	B
			利用者サービス事業	B
			I C T 化推進事業	B
			子ども読書活動推進事業	A
			読書普及啓発事業	B
			障害者・高齢者・多文化サービス事業	A

教育大綱重点取組					
小中一貫教育の推進（特色ある中学校区づくり）					
教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）					
①小中一貫教育推進事業	B	②小中一貫校の設置事務	A	③寝屋川教育フォーラム開催事業	B
④教育関係職員研修事業	B	⑤ドリームプラン推進事業	A		
教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）					
平成17年度から小中一貫教育の下、各中学校区において9年間で目指す子ども像を明確にし、特色ある中学校区づくりを推進する中で、子どもたちの学力、心力、体力の向上を図っている。 これまでの取組の成果や法改正の動き、国における調査報告等を踏まえ、家庭・地域等との連携の下、更なる小中一貫教育の推進を図る。					
アドバイザーからの意見					
・ 学力については、様々な施策によって向上してきているが、そのことを市民や保護者へ広報していくことが重要であるとともに、どの施策が特に効果的であったかを検証することも必要である。 ・ 教職員研修については、即座に研修結果をシステムで集計するなどの手法を用いて負担感を減らし、効果測定に基づく改善を進めていく必要があり、講師に結果をフィードバックする仕組みも重要である。 ・ 特色ある中学校づくりは非常に素晴らしい取組であるが、長く続けていくと、行うことが目的化してしまう恐れもあるため、引き続き事業の検証を進めていただきたい。					
総合評価					
B	本市の 11 年間にわたる小中一貫教育の取組についての検証を行うとともに、今後の小中一貫教育の方向性を定めた「小中一貫教育の検証並びに今後について」を策定したほか、小中一貫教育を推進するに当たり、ドリームプラン等の各種取組を引き続き行った。 また、教育フォーラムや教職員に対する研修の実施により、本市が目指す小中一貫教育の方針を市全体で共有することができた。 今後については、全市的な小中一貫校へ移行し、義務教育全体の質の向上を目指していく。				

教育大綱重点取組					
自ら学ぶ力の育成					
教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）					
①英検受検料補助事業	B	②外国人英語講師派遣事業	A	③イングリッシュプレゼンテーションコンテスト	A
④英語村（英語力向上プラン）事業	A	⑤学園 I C T 化構想事業	B	⑥中学校休業日等学習支援事業	A
⑦少人数教育推進事業	A	⑧少人数学級推進事業	A	⑨学力向上支援人材事業	A
⑩学習到達度調査事業	B	⑪教育相談事業	A	⑫教育活動支援人材活用事業	A
⑬児童生徒支援人材派遣事業	A	⑭スクールソーシャルワーカー配置事業	B	⑮スクールカウンセラー配置事業	A
教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）					
児童生徒の学力向上を図るため、少人数教育の推進、I C T を活用した授業、放課後などの学習の場の充実、生活改善などを通して、きめ細かな指導を実現することで、学ぶ習慣・意欲の向上、学力向上を目指す。また、英語村事業、外国人英語講師の配置、英検受検料の補助、イングリッシュプレゼンテーションコンテスト等により、英語力の向上に努めるとともに、児童生徒の国際理解を深め、コミュニケーション力の育成を図る。さらに、支援人材等を有効活用することで、不登校、いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応を図るとともに、未然防止のための開発的生徒指導を推進する。市立学校の教職員の資質向上を図り、学校教育内容の充実に努める。					
アドバイザーからの意見					
・ 中学生の不登校については、以前は中一ギャップが取りざたされていたが、小学生の早い段階からアプローチする視点が重要であり、検証を進めていく必要がある。 ・ 中学校休業日等学習支援事業については、非常に良い取組であり、インターネットコンテンツにおいても多く利用されている。今後も利用促進のための広報と、事業の成果を市民の方々に P R する必要がある。 ・ 教育相談事業については、他市の相談件数から比較しても、事業が活用されていると判断できるが、相談する機会を拡充するためにも、相談受付に S N S 等を利用するなど、先進事例の調査研究を進めていただきたい。					
総合評価					
A	ICT 機器の充実や少人数教育推進人材等の活用により、きめ細かな指導が充実し、学ぶ習慣や学習意欲の向上につながった。また、中学校休業日等学習支援事業等を活用した、家庭学習の定着のための支援を行うことで、家庭学習習慣の意識向上につながり、児童生徒の学力にも着実に成果が表れている。				
	外国人英語講師の配置や、英語村の取組により、各小中学校の授業改善が進み児童生徒が更に英語に興味を持ったり、英語を使つてのコミュニケーションに自信を持って取り組んだりできるようになった。				
	また、「チーム学校」として、教職員と各支援人材、家庭・地域、更には「子どもを守る課」等の庁内連携や関係機関との連携を進めることで、いじめや不登校、問題行動等の未然防止につながるとともに、各校の特色ある取組を推進することができた。				
	今後は、各事業を効果的に連動させていく中で、児童生徒の自ら学ぶ力の育成を図っていく必要がある。				

教育大綱重点取組				
特色ある就学前教育の推進				
教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）				
①特色ある幼稚園づくり事業	B	②子育てステップ活用事業	B	③地域人材活用事業 A
教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）				
異年齢交流や年齢に応じた体力づくり等を推進する「特色ある幼稚園づくり事業」や、幼児の成長と保護者の子育てを支援する「子育てステップ」の活用、地域社会との連携を深める「地域人材活用事業」の実施などにより、特色ある就学前教育を推進する。				
アドバイザーからの意見				
・ 保護者が育児に関する知識をスマートフォンから得ることが多くなった時代に、人と関わりを持って子育てのサポートを行う事業の重要性は高まっている。 ・ 教育委員会の所管外である保育所等を含めた就学前を対象とした広い視点で取組を進めていただきたい。				
総合評価				
B	絵本の読み聞かせや遊び、スポーツを通じた小学生と園児との交流等の対象学年を広げるなどの推進を図った。今後も、他の幼稚園や小中学生、未就園児、地域の方と計画的に交流を行うことで、心の成長につなげていく。 また、「保育所園・こども園・幼稚園連携の集い」、「教育研究員活動」等により教員の連携及び情報共有を通して、小学校への円滑な接続にさらにつなげられるよう取組んでいく。 今後の公立幼稚園の在り方については、子ども子育て支援の観点から、関係部局と調整を図りながら、検討を行っていく。			

教育大綱重点取組					
教育環境の支援・充実					
教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）					
①小学校給食運営事業	A	②小学校調理業務委託事業	A	③中学校給食運営事業	A
④義務教育就学援助事業	B	⑤私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業	A	⑥通学路安全対策事業	A
教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）					
経済的事情によって幼稚園、小学校、中学校への就学（園）が困難な子どもの保護者に対して必要な援助を行い、より円滑な就学（園）を支援するとともに、通学路の安全対策の実施や栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供により子どもたちの安全と健康をサポートする。					
アドバイザーからの意見					
・ 年次的な計画を基に実施している事業が多く、指標等の設定が難しいと思われるが、他市の実績をベンチマークにして比較するなどして、市民に分かりやすい指標を設定することが重要である。					
総合評価					
A	児童生徒が円滑に就学し、安心して学べる教育環境の充実は、刻々と変化する社会情勢等を踏まえ、適時検討し、適切に取組を展開する必要がある。				
	その中で、私立幼稚園就園奨励費補助金の支給や、経済的事情により就学が困難な児童生徒の保護者に対する義務教育就学奨励費の支給により、円滑な就学や就園を推進できており、評価できる。				
	また、経済支援のみならず、学校生活を支える通学や給食の環境についても、必要な改善を図るほか、費用対効果を意識した、効率的運営を目指すことが必要である。				

教育大綱重点取組					
教育環境の整備					
教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）					
①プール改修事業	A	②屋内運動場改修事業	A	③小中学校施設改修事業	A
教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）					
児童生徒が安全で快適な学校生活が送れるよう、プール改修事業、屋内運動場改修事業、小中学校施設改修事業等に取り組み、教育環境の充実を目指し、計画的に学校施設の整備に取り組む。					
アドバイザーからの意見					
今後とも各事業の推進に努めていただきたい。					
総合評価					
A	学校施設の経年化対策として、引き続き、プール、屋内運動場屋根・床、校舎棟トイレを洋式等に改修し、児童生徒が安全で快適に学べるとともに、避難所としての役割も果たせるよう教育環境を整備していく必要がある。				

教育大綱重点取組					
地域教育力の活性化					
教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）					
①地域教育協議会活動推進事業	A	②学校安全体制整備推進事業	B	③ねやがわ子どもフォーラム事業	A
④家庭教育サポートチーム派遣事業	A	⑤家庭教育学級事業	B	⑥子どもへの暴力防止プログラム	A
⑦学校支援地域本部事業	B				
教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）					
地域コミュニティを更に活性化するために、講演会やイベント、子ども安全見守り隊等を活用し、学校・家庭・地域・行政が連携して社会全体で子どもを守る環境を構築する。 また、子育て等に不安や悩みを抱える保護者に対し、家庭教育サポーターを派遣し、支援を行うことや、講演会等を通じて、学校・家庭・地域の在り方を考える機会を提供する。					
アドバイザーからの意見					
- 安全見守り隊等による見守り活動については、単体でも効果的であるが、他部署の事業と合わせて、市として子どもの安全対策について力を入れている事を市民、保護者へ広報していくことも重要であり、犯罪の抑止力にも繋がっていくと考える。 - 学校安全体制整備推進事業については、登下校中の見守り活動等により声かけ事案の件数が減っている等の具体的な効果を把握していく必要がある、他市では検証している取組もあるため、寝屋川市でも検証を進めていただきたい。 - 地域教育協議会の活動について、中学校区ごとに特色がある取組が進められているが、他校区による取組や、自校区の弱み強みを知ることで、次への展望が見えていくと考えるため、情報共有を進めていただきたい。 - 家庭教育サポートチーム派遣事業については、重要な事業であると認識しており、今後も継続していく必要があるが、活動回数のような量的側面だけではなく、具体的にどのような効果があった等の質的な評価をしていく必要がある。					
総合評価					
A	子育てに不安や悩みを持つ保護者に対して、訪問型支援や講座・講演会を通じて、子育てへの不安等の解消を図るとともに、学校と連携したサポート体制を継続して実施できた。 学校・家庭・地域と行政が、連携して社会全体で「子どもを守る」ことの重要性を認識し、見守り活動や地域パトロールを実施した。また、「社会マナー」を学ぶ事業として、自転車利用のマナー教室や茶道教室など、礼儀礼節をも学ぶ機会を提供した。				

教育大綱重点取組					
青少年の健全育成					
教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）					
①放課後子供教室推進事業	A	②留守家庭児童会児童健全育成事業	A	③青少年リーダー育成事業	B
④青少年の居場所づくり事業	A	⑤成人式事業	A	⑥青少年健全育成事業	B
教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）					
全ての児童にとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進するため、「放課後子供教室事業」及び「留守家庭児童会事業」を実施する。 子ども・子育て支援新制度により対象児童が小学 6 年生までに拡充されたことを受け、入会児童の増加に伴う、環境整備を実施する。 市内在住・在学の小学生からおおむね 30 歳までの若者が、社会体験、ボランティア活動やキャンプ活動を通じて、次代を担う青少年リーダーを育成する。 中学生以上の青少年が、安全・安心に集える場所として青少年の居場所を増設する。					
アドバイザーからの意見					
・ 留守家庭児童会健全育成事業については、入会児童の対象を 6 年生まで拡充したことによる成果と課題についても把握・分析が必要である。 ・ 成人式事業について、実行委員会が SNS 等を利用し広く周知したことも出席率の上昇につながったと考える。SNS はトラブルがあった際の対処が難しい点はあるが、若者に周知する際には特に効果的である。					
総合評価					
A	留守家庭児童会については、小学校全校で 6 年生まで受け入れを拡大し、入会児童数の増加に伴う施設の整備を行い、保育サービスの充実を行った。 放課後子ども総合プランの施行に伴い、小学校 24 校の中から 6 校のモデル校を選定し、留守家庭児童会を含めた一体型事業を推進した。 青少年の居場所については、居場所スペースの拡充及び開設時間の延長、駅前での居場所の開設を行うことにより、青少年が気軽に立ち寄り、交流できる場所の充実を図った。				

教育大綱重点取組					
文化芸術の振興					
教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）					
①アルカスホール管理	B	②文化施策振興事業	B		
教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）					
地域交流や文化振興の拠点としてアルカスホールをより一層活用するとともに、文化に関するきめ細かな情報発信を行い、文化振興のための環境づくりを推進する。 また、活動・発表・鑑賞の機会の充実を図るとともに、文化芸術活動を担う人材の育成や新たな参加者の確保など、文化芸術活動の活性化を図る。					
アドバイザーからの意見					
今後とも各事業の推進に努めていただきたい。					
総合評価					
B	多種多様な文化振興事業の実施や地域交流の拠点としてアルカスホールを活用することで、市民の活動・発表・鑑賞の機会の充実を図り、文化に関する情報提供を行うとともに、団体などを育成・支援するなど、市民が自主的に文化活動を行うための環境づくりを推進することができた。				

教育大綱重点取組					
スポーツ活動の振興					
教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）					
①生涯スポーツ事業	A	②競技スポーツ事業	A	③市民体育館管理運営事業	A
教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）					
誰もがそれぞれのライフスタイルや目的に合わせ、生涯にわたり、スポーツに親しめる環境の充実を図るとともに、競技スポーツの普及、競技力向上を目指した取組を推進する。					
アドバイザーからの意見					
・ 今後とも各事業の推進に努めていただきたい。					
総合評価					
A	生涯スポーツ・競技スポーツに関わらず、市民がスポーツに親しむ機会や学ぶ機会を充実し、本市スポーツの振興を図ることができた。また様々なスポーツに関する情報を積極的に提供するとともに、スポーツリーダーズバンクやスポーツ推進委員を活用することで、市域におけるスポーツ活動の活性化に努めることができた。 今後は、更に様々なスポーツを体験する機会を充実し、スポーツ基本計画に基づき、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 3 人に 2 人に、週 3 回以上のスポーツ実施率を 3 人に 1 人となるような施策の検討、並びに市民体育館を含めた社会体育施設において、利用者が安全に快適に活動できるよう環境整備にも努めていく。				

教育大綱重点取組					
学習活動の充実					
教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）					
①日本語よみかき促進事業	B	②成人教育講座事業	A	③まちのせんせい活用事業	B
④生涯学習推進調整事務	A	⑤学び館管理事業	B	⑥利用者サービス事業	B
⑦ICT化推進事業	B	⑧子ども読書活動推進事業	A	⑨読書普及啓発事業	B
⑩障害者・高齢者・多文化サービス事業	A				
教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～平成30年度）					
誰もが、いつでも、どこでも学習活動に取り組むことができる学習の場を整備するとともに、幅広い学習情報を提供し、学習機会の確保に取り組む。 また、地域人材の養成や市民が学び得た成果を通じて地域に還元していく取組を進める。					
アドバイザーからの意見					
- 日本語よみかき促進事業については、子どもに対しては学校教育等で十分な教育をしていると感じるが、保護者についても、学校を通じて学習ができる場があることを周知する必要がある。 - 成人教育については、市民ニーズに対応する場合、多くは教養講座となり、趣味の域を超えないものになってしまう。成人教育のあるべき姿を市として示すなどし、施策を進めていく必要がある。 - まちのせんせい活動事業については、成人教育の最たるものであり、教えるものと教えられるものが共に成長していくことができる重要な事業である。情報を掲載し、一覧にするだけでなく、イベントを企画し、活動内容を披露できる場を作ることによって多くの市民参画につなげている事例もある。 - 子どもの読書活動については、本を読まない世代が親になった場合に、子に対して読書を進めていくことができるかといえは難しい。子だけでなく、親世代への取組みも必要である。また、実績を見ても、全体の本の貸出件数は減少傾向となっており、この事実については、十分に危機感を持つ必要がある。資本を投入し、不読率の低下に努めていただきたい。					
総合評価					
B	市民ニーズに対応した日本語よみかき学級・成人教育講座・まちのせんせい活用事業を実施し、生涯学習を推進することができた。 また、学び館の開設に伴い、指定管理者と連携を図りながら、学習機会の提供を行うなど、市民サービスの向上につなげることができた。 読書活動の推進については、第2次子ども読書活動推進計画を策定した。また、学校読書推進のため、新たに配置された学校司書に対する研修を実施した。				